

惣社こども園 重要事項説明書

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、あなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 そうび会
所 在 地	堺市東区日置荘田中町 143-1
電 話 番 号	072-286-2828
代表者氏名	理事長 奥田 康司
法人設立	平成5年4月27日
姉妹園	ふじみ保育園（藤井寺市小山藤美町10番3号） 072-978-8668

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	惣社こども園
施 設 の 所 在 地	藤井寺市惣社1丁目3-28
連 絡 先	電話番号 072-931-7333 FAX 072-931-7330
管 理 者	園長 寺本 伸市
対 象 児 童	満3歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童 15人 <2号認定子ども> 満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童 72人 <3号認定子ども> 満3歳未満で保育を必要とする児童 58人
開 設 年 月 日	令和4年4月1日

3 施設の理念・運営方針

1) 教育・保育理念

～安心して遊べる環境とあずける安心感を～

- (1) 子ども達一人一人が、持って生まれた「命」を発見・達成できるように援助する。
- (2) 子ども達の最善の利益を考慮し、保護者とともに子どもの健やかな成長に努め、就労を支援する。
- (3) 職員はプロ意識をもち、人間性と専門性の向上に努める。

2) 教育・保育方針

～思いやりの心を大切にして子育てを援助する～

- (1) 子ども一人ひとりの興味や意欲を大切にする。
- (2) 安全で多様な体験ができ、主体的に活動する環境を用意する。
- (3) こども園生活を楽しみ、生きる力を育む。
- (4) 感性と知性と遊び心を大切にし、思いやりの心を育む。
- (5) 保護者の悩みや相談に応じ、保護者及び地域における子育て家庭を支援する。
- (6) 子どもに安心感と信頼感を与え、適切な指導・助言をするとともに共感し励ます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2,402.78㎡
	園庭	480.00㎡
園舎	構造	耐火構造 鉄骨造
	延べ面積	1428.34㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室 ほふく室	1室	ちゅうりっぷ組
保育室	6室	ゆりしろ組・ゆりあか組(1歳児クラス)、すみれ組(2歳児クラス)、たんぽぽ組(3歳児クラス)、こすもす組(4歳児クラス)、ひまわり組(5歳児クラス)について各1室
遊戯室(ホール)	1室	2階 164.4㎡
調理室	1室	43.93㎡
園庭		480.00㎡

5 職員体制

(単位：人)

職種	人数	備考
園長	1	
主幹保育教諭	2	
保育教諭	31	うち非常勤13
看護教諭	1	

栄養教諭		
調理員	5	栄養士1、調理師1 非常勤3
事務員	1	
清掃員	(1)	非常勤1(兼務)

(職員の勤務形態、労働時間)

正規職員の勤務時間帯

7:00～19:30の8時間の時間差ローテーション勤務

職員の経験年数

園長の経験年数 2年

保育教諭の平均経験年数 9年

6 幼児教育・保育を提供する日

藤井寺市から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日(休園日)が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前幼児のうち、2号認定子ども以外の幼児	土曜日、日曜日、祝祭日、及び 夏季休業8月10日から8月20日、冬季休業 12月25日から1月5日 春季休業3月25日から3月31日(※注)
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前幼児のうち、保育を必要とする幼児	日曜日、祝祭日及び年末年始 (12月29日から1月3日)
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする乳幼児	

(※注) 土曜日、夏季・冬季・春季休業日でも、保育が必要な場合は預かり保育を利用することもできますので、ご相談ください。

7 幼児教育・保育の提供時間

藤井寺市から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間 (概ね4時間程度)	9時～16時(※注1)
2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間 (最大11時間)	7時30分～18時30分 (※注2)
	保育短時間 (最大8時間)	8時30分～16時30分 (※注3)

(※注1) 16時を超えて保育を必要とされる場合は、延長保育を利用することもできますので、

ご相談ください（別途利用者負担が必要となります）。

また、都合によりやむを得ない場合を除き、9時30分までに登園してください。遅れる場合は、9時30分までに連絡してください。

(※注2) 7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定させていただきます）。

なお、7時30分から18時30分までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から7時30分、18時30分から19時30分までの範囲内で延長保育を提供します（延長保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります）。

また、都合によりやむを得ない場合を除き、9時30分までに登園してください。遅れる場合は、9時30分までに連絡してください。

(※注3) 8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、8時30分から16時30分までの範囲以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分、16時30分から19時30分までの範囲内で延長保育を提供します（延長保育の利用に当たっては、別途利用者負担が必要となります）

また、都合によりやむを得ない場合を除き、9時30分までに登園してください。遅れる場合は、9時30分までに連絡してください。

8 提供する教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。

(2) 外部講師による体育指導等の実施

- ・体育指導 3歳～5歳児 週1回
- ・英語遊び 4歳～5歳児 月1回
- ・科学遊び 4歳児 年4回、5歳児 月1回

※ 保護者の追加負担はありません。

(3) 給食の提供

11時から12時に給食、15時に間食（おやつ）を提供します。

0歳児と1歳児には10時にも間食（おやつ）を提供します。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 子育て支援事業

育児等相談事業

毎週土曜日 10時から16時 ※原則、電話予約

園庭開放・園行事参加

- ・園庭を開放し地域の親子が遊べる機会を提供。
- ・ふれあい遊びや運動遊びを通して、親子のスキンシップや保護者交流を図る。

10 利用料

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った藤井寺市が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。お支払方法は、「口座引き落とし」とさせていただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額等は、別表のとおりです。

(3) 3歳児～5歳児の利用者負担は無償となっています。

また、0歳児から2歳児で住民税非課税世帯の方も無償です。

利用者負担

別表

負担項目	対象	金額
基本負担額	3号 0歳～2歳児	藤井寺市が保護者及び事業者宛に通知した額
主食費	1号・2号 3歳児以上	1号 960円/月 但し 8月 630円/月 3月 480円/月
		2号 1,200円/月
副食費	1号・2号 3歳児以上	1号 3,760円/月 但し 8月 2,820円/月 3月 1,880円/月
		2号 4,700円/月
制服代（体操服、上靴等）	2歳児以上	実費
教材費（連絡帳、道具箱、自由画帳等）	2歳児以上	
教材費（連絡帳、出席ノート、帽子）	0・1歳児	実費
園外保育	1号・2号 4・5歳児	実費
行事（夏祭り等）	全園児	実費

延長保育	2号・3号	300円/30分ごと（予約時） 当日 500円/30分ごと
預かり保育 （平日、春、夏、冬休み、土曜日の保育料）	1号 3歳以上	300円/30分ごと（予約時） 当日 500円/30分ごと 1,600円/日
一時預かり（保育）利用料 （在園児以外）	3歳児以上	1,200円/日 給食 400円
	3歳児未満	2,600円/日 給食 400円
	延長	200円/30分ごと

※ 主食費は、藤井寺市が行っている負担軽減補助により上記の額から400円が減額されます。

1.1 利用手続き

(1) 1号認定児

- ・願書配付（9～10月）（説明・見学は随時実施）
- ・願書受付（10月）
- ・必要により面接実施
- ・選考により入園者を決定（11月）
- ・入園決定者に入園決定通知書を送付
- ・入園決定者は市役所の1号支給認定を受け、こども園と利用契約を締結

(2) 2号・3号認定児

- ・藤井寺市発行の「保育所等利用の案内」に記載のとおり

1.2 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.3 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	医療法人 船内クリニック
医 院 長 名	船内 洋司
所 在 地	藤井寺市藤井寺1-9-8
電 話 番 号	072-955-0678

(2) 歯科

医療機関の名称	医療法人宥和会 椿本歯科医院
医 院 長 名	椿本 雅宥
所 在 地	藤井寺市岡2-8-9 DHビル3階
電 話 番 号	072-938-7540

(3) 薬剤師

名 称	パートナー大美野薬局
薬 剤 師 名	尾島 博司
所 在 地	堺市東区大美野薬局
電 話 番 号	072-230-5522

1.4 健康診断の実施

内科検診 全園児を対象に年2回

歯科検診 全園児を対象に年1回

聴力・視力測定 3、4、5歳を対象に年2回

尿検査 全園児を対象に年2回

1.5 保険加入

保育中の園児の事故等を補償するため賠償責任保険に加入しています。

1.6 緊急時の対応

お預かりしている園児にケガ等による診断、治療の必要がある場合は、速やかに保護者の方に連絡を行うとともに、医療機関を受診します。

1.7 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当 園 相談窓口	・窓口担当者 寺本伸市、柳澤享代 ・ご利用時間 午前9時から午後6時 ・電話番号 072-931-7333 F A X 072-931-7330 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
-------------	---

第三者委員	氏名	電話番号
	藤木 将博	0721-93-1112
	木下 威英	06-6311-1690

※ 当園では、上記のほか園内に要望・苦情等に係る意見箱を設置しています。

18 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
園舎の耐火構造	耐火建築物 鉄骨造り
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

19 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

藤井寺市が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。その他、惣社こども園個人情報保護規程に基づき適正に取り扱います。

20 差別的取扱いの禁止に関する事項

園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いを行いません。

21 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。